

LTSPでんき(低圧電力)(東北)

2023 年 1 月 1 日実施

株式会社 LIXIL TEPCO スマートパートナーズ

料金その他の供給条件の内容（LTSP でんき（低圧電力）（東北））

1 契約種別

この料金その他の供給条件の内容（以下、「この料金表」といいます。）の対象となる契約種別は、次のとおりといたします。

LTSP でんき（低圧電力）（東北）

2 対象となるお客さま

この料金表は、動力（電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。）を使用され、当該一般送配電事業者（青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下、「託送約款等」といいます。）の動力標準接続サービスまたは動力時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、当社がこの契約種別の対象となることを個別に認め、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。なお、お客さまには、この料金表とともに、当社が別途定める電気需給約款[低圧]（以下、「需給約款」といいます。）が適用されます。需給約款に定めのある事項について、この料金表に定めがある場合は、この料金表が優先して適用されるものといたします。また、この料金表において別途定義されている用語を除き、この料金表で用いられる用語は、需給約款で用いられている用語と同一の意義を有するものといたします。

3 供給条件の変更

- (1) 託送約款等の変更または法令・条例・規則等の制定または改廃により約款変更が必要な場合、消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）の税率が変更された場合、燃料費の高騰などにより約款変更が必要な場合、その他当社が必要と判断した場合には、この料金表を変更することがございます。この場合、当社は、あらかじめ変更後のこの料金表の内容およびその効力発生時期をインターネットの利用その他の当社が適切と考える方法により周知することといたします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後のこの料金表によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、変更後のこの料金表を記載した書面を交付いたします。
- (2) 消費税法および地方消費税法の改正により消費税等の税率が変更された場合には、お客さまは変更された税率にもとづいて電気料金その他の債務にかかる消費税等相当額を支払うものといたします。
- (3) この料金表の変更にもとない、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交

付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、次のいずれかの方法により行うことについて、需給契約の申込みをもって承諾していただいたものといたします。

イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。

ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載いたします。

ハ 上記にかかわらず、この料金表の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更をとまなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことといたします。

- (4) 料金は基本料金にその 1 月の使用電力量によって算定した電力量料金を加えたものといたします。また、計画書に記載された各電力使用量と、実際の電力使用量が著しく異なる場合は、料金の変更を含め、別途、協議させていただきます。

4 季節区分

季節区分は、次のとおりといたします。

(1) 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(2) その他季

夏季以外の期間をいいます。

5 電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは、200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがございます。

6 契約電力

(1) 契約電力とは、契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。

(2) 契約電力は、需要場所における負荷設備の内容等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、この供給条件による電気の供給を受ける前に電気の供給を受けている場合は、この供給条件による電気の需給契約の申込みの際の契約電力を基準として定めます。

なお、契約電力の単位は、1 キロワットといたします。ただし、お客さまと当社との協議が整った場合は、契約電力を 0.5 キロワットとすることがあります。

7 料金

料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 1(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合は、別表 1(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を上回る場合は、別表 1(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約電力に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | |
|-----------------|--------------|
| 契約電力 1 キロワットにつき | 1,201 円 75 銭 |
|-----------------|--------------|

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

イ 夏季

| | |
|-------------|-----------|
| 1 キロワット時につき | 15 円 95 銭 |
|-------------|-----------|

ロ その他季

| | |
|-------------|-----------|
| 1 キロワット時につき | 14 円 50 銭 |
|-------------|-----------|

8 契約期間

契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 2 年目の日までを最低の単位といたします。
- (2) 契約期間満了日の 3 ヶ月前に先だってお客さま、または当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 2 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

9 その他

- (1) 当社は、需給約款 18(日割計算)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。
- (2) お客さまが変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用されたことにより料金の全部または一部の支払を免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を違約金として申し受けます。この場合の免れた金額は、この供給条件にもとづいて算

定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

なお、不正に使用した期間が確認できない場合は、6ヶ月以内で当社が決定した期間における上記各金額の差額といたします。

- (3) お客さまが負荷設備を取り替えまたは取り外される場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
なお、お客さまが無断で負荷設備を取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の需給契約内容により電気を使用された時は、当社は、需給約款 33(当社からの解除・解約等)(1)に準じて解除することがあります。

附則（実施期日）

この料金表は、2023年1月1日から実施いたします。

本料金表の実施日を含む1月分の料金算定においては、需給約款15(料金の算定期間)および、17(料金の算定)(1)に則り、「計量期間等」を「一月」として算定することとし、2022年12月の検針日から、2023年1月1日以降に到来する1月の検針日の前日までを算定期間といたします。当該算定期間においては、2022年12月31日以前についても、変更後の料金体系が適用されます。

別表

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1152$$

$$\beta = 0.2714$$

$$\gamma = 0.7386$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (31,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{の基準単価} \div 1,000$$

1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 31,400 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 31,400 \text{ 円}) \times (2) \text{の基準単価} \div 1,000$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

| 平均燃料価格算定期間 | 燃料費調整単価適用期間 |
|---|--|
| 毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間 | 料金の算定期間の末日がその年の 6 月 1 日から 6 月 30 日に属する料金の算定期間 |
| 毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間 | 料金の算定期間の末日がその年の 7 月 1 日から 7 月 31 日に属する料金の算定期間 |
| 毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間 | 料金の算定期間の末日がその年の 8 月 1 日から 8 月 31 日に属する料金の算定期間 |
| 毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間 | 料金の算定期間の末日がその年の 9 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金の算定期間 |
| 毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間 | 料金の算定期間の末日がその年の 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金の算定期間 |
| 毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間 | 料金の算定期間の末日がその年の 11 月 1 日から 11 月 30 日に属する料金の算定期間 |
| 毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間 | 料金の算定期間の末日がその年の 12 月 1 日から 12 月 31 日に属する料金の算定期間 |
| 毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間 | 料金の算定期間の末日が翌年の 1 月 1 日から 1 月 31 日に属する料金の算定期間 |
| 毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間 | 料金の算定期間の末日が翌年の 2 月 1 日から 2 月 28 日(閏年は 2 月 29 日)に属する料金の算定期間 |
| 毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間 | 料金の算定期間の末日が翌年の 3 月 1 日から 3 月 31 日に属する料金の算定期間 |
| 毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間 | 料金の算定期間の末日が翌年の 4 月 1 日から 4 月 30 日に属する料金の算定期間 |
| 毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間) | 料金の算定期間の末日が翌年の 5 月 1 日から 5 月 31 日に属する料金の算定期間 |

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。

| | |
|-------------|----------|
| 1 キロワット時につき | 22 銭 1 厘 |
|-------------|----------|